

「2025年日本国際博覧会 閉会式に係る実施計画作成及び管理運営委託業務」 企画提案募集要領

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の閉会式は、万博に携わったすべてのステークホルダー及び期間中に来場いただいた方々に対し、万博が成功裏に閉幕したことの感謝の意を伝えるとともに、次回開催国へのバトンを渡す式典と位置付けている。

このたび、閉会式に係る業務の委託に向けて、この募集要領に基づき、公募型プロポーザル方式を実施し、受託事業者を募集する。

1.業務名

2025年日本国際博覧会 閉会式に係る実施計画作成及び管理運営委託業務

2.業務内容

「仕様書」のとおり

※ ただし、仕様書、閉会式基本方針資料は、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）、参加資格保持誓約書（様式3）を提出した者に限り開示する。

3.契約期間

契約締結日から2025年11月28日（金）まで

4.委託上限額

金 40,000,000 円（税込）

※ そのほか、仕様書内の「2（1）業務の内容」のうち本業務には含まないとした「②管理運営業務の ア 運営関連業務のうち（ケ）企画及び（ツ）報告を除く部分」及び「②管理運営業務の イ 演出関連業務のうちノンプロトコル部分」（以下「追加提案部分」という。）についての提案に当たっては金 160,000,000 円（税込）を上限とする。

ただし、当該部分の提案については、追加の契約及びその実施を保証するものではない。

追加提案部分について、契約締結及び事業の実施がなされなかった場合、企画提案公募を実施したに留まり、いかなる効力も発生しない。

追加提案部分については、仕様書に詳細を記載しているため内容を確認の上、提案書類を作成すること。

5.スケジュール（予定）

2025年5月28日（水） 公募、仕様書等提供申込、提案書類受付、質問受付開始

6月4日（水） 仕様書等提供申込受付締切

6月5日（木） 質問締切

6月9日（月） 質問回答及び審査会詳細通知

6月17日（火） 提案書類提出締切

6月下旬	選定委員会
6月下旬	審査結果通知・最優秀事業者公表
7月上旬	契約締結

6.公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していれば良い。）また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 以下のアからウのいずれかの業務を履行した実績があること。なお、これらの業務実績は、1つの契約によるものでなくても良いものとする。

ア BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る計画策定業務又は、実施運営業務の経験を有すること。

イ 地方博覧会に係る計画策定業務又は、実施運営業務の経験を有すること。

ウ 博覧会に限らず、大型イベントや展示会などで上記①、②と同規模かつ類似の業務を履行した実績があること。

(6) 共同企業体に係る次のア・イの事項を満たすこと。

ア 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

イ 代表者要件

代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

7.応募の手続き

(1) 公募要領の配布

ア 期間

2025年5月28日（水）から2025年6月17日（火）

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロード（郵送による配布は行わない）

<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(2) 仕様書等の提供

ア 提供申込期間

2025年5月28日（水）から2025年6月4日（水）

※ 仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）、参加資格保持誓約書（様式3）の電子データ（PDF）を電子メールにより下記（ウ）送付先へ提出すること。

なお、メールの「件名」は「【仕様書等提供申込】2025年日本国際博覧会 閉会式に係る実施計画作成及び管理運営委託業務（事業者名）」とする。

※ 口頭、持参、電話、FAXによる開示申請は受け付けない。

イ 送付先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 イベント局

送付先メールアドレス：syusaisya_saiji@expo2025.or.jp

ウ 開示方法

電子メールにより順次開示する。

(3) 説明会

開催しない

(4) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

2025年5月28日（水）から2025年6月5日（木）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール 送付先メールアドレス：syusaisya_saiji@expo2025.or.jp

※ 「件名」は「【質問】2025年日本国際博覧会 閉会式に係る実施計画作成及び管理運営委託業務（事業者名）」とし、質問内容を「質問票」（様式12）に記載してファイルを添付すること。

※ 協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。

※ 質問内容に応募者を特定できる内容を記載してはならない。応募者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※ 受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

※ 口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせには応じない。

ウ 回答方法

質問はとりまとめ、回答は仕様書等の開示を受けた事業者に対して、6月9日（月）までに電子メールにより行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 閉会式に係る実施計画作成及び管理運営委託業務」の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間

2025年5月28日（水）から2025年6月17日（火）午後5時まで

イ 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。（持参による提出は不可）

宛先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 イベント局（担当：竹崎）

〒554-8089 大阪市此花区夢洲中1地先 EXPO2025 WEST 郵便局

私書箱161号 大阪・関西万博M71 管理棟 西2階 運営本部

※ 提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信し、送信後は必ず下記あてに電話で着信の確認を行うこと。

メール送信先：syusaisya_saiji@expo2025.or.jp

着信確認電話：06-6625-8709

※ メール容量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

エ 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【応募時に必要な書類】

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

(ア) 共同企業体届出書（様式4：原本1部） ※共同企業体で参加の場合のみ

(イ) 共同企業体協定書（様式5：写し1部） ※共同企業体で参加の場合のみ

(ウ) 企画提案書（様式自由、原本1部、副本14部、原本および副本の電子媒体）

※企画提案書作成要領（別添1）を確認の上、作成すること

(エ) 応募金額提案書（様式6：原本1部、副本14部、副本の電子媒体）

添付資料：各区分の積算が分かる資料（見積書・内訳書等）も併せて提出すること。

(オ) 事業実績申告書（様式7：原本1部、副本14部、副本の電子媒体）

(キ) 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式8：原本1部）

(5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し他の目的には使用しない。

(6) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(7) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ提出すること。また、提出書類はPDF化し、メール等により提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例> 「2025 年日本国際博覧会 閉会式に係る実施計画作成及び管理運営委託業務」
 提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。

イ 審査の結果、100 点満点中 60 点に満たない場合は選定しない。

ウ 審査は、書類審査にて行う。但し、選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設ける。

エ プレゼンテーションの開催日は6月下旬を予定。詳細は、6月9日（月）に通知する。

※ オンラインでの開催を想定。

オ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

カ 最優秀提案者は、特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目（評価のポイント）及び配点は次の通りとする。

審査項目	審査内容	配点
計画策定の考え方	・万博の理念やテーマ、基本方針を踏まえた提案となっているか。	5 点
企画の内容	・仕様書及び基本方針の内容を踏まえたうえで、提案がされているか。 ・催事のコンセプトをわかり易く伝えられる演出となっているか。 ・会場計画（配席・動線、会場内及び周辺のレイアウト、舞台・会場装飾等）について、限られた環境の中で工夫を凝らした提案がされているか。 ・応募金額提案について、その根拠を含めて適切に示されているか。 また、多重下請けを避けるなど、業務の効率化や経費抑制に向けた創意工夫がされているか。	10 点
追加提案部分の内容※	・追加提案部分については、本業務には含まれないものの、魅力的で工夫をこらした具体的な提案が示されているか。	15 点
業務遂行能力	・提案内容を実現できる適正な実施体制となっているか。 ・協会及び催事企画プロデューサー等と円滑なコミュニケーションが図れる体制になっているか。 ・業務の責任者、担当者の業務推進力、進捗管理力等は適切か。 ・スケジュールは、その根拠を含めて実現可能な提案がされているか。	30 点
事業者実績	・同種及び類似業務の実績があるか。	10 点

価格※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格点の算定式 満点（30点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※仕様書において本業務には含まないとした、追加提案部分についての提案金額も、審査の対象とするため提案価格に含むこと。 ※本業務に係る部分と追加提案部分の内訳は区別して記載すること。 	30点
合計		100点

※「追加提案部分の内容」及び「価格」の審査項目については、追加提案部分も審査の対象とする。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 閉会式に係る実施計画作成及び管理運営委託業務」企画提案公募について】で公表する。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(ア) 最優秀提案者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）

(イ) 全提案者の名称 ※50音順（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）

(ウ) 全提案者の評価点 ※得点順（提案事業者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）

(エ) 最優秀提案者の選定理由 ※講評ポイント

(オ) 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

協会の連絡を受けてから3営業日後の午後5時までに以下の書類を提出すること。

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）

イ 法人登記簿謄本（1部、発行日から3カ月以内のもの）

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

- ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（15部：直近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- オ 使用印鑑届（様式9：原本1部）
- カ 持続可能の確保に向けた誓約書（様式10：1部）
- キ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式11：原本1部）

9. 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。（別添2）

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10）及び大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

ア 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと

認められるとき。

エ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

カ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

キ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

ク 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

10.持続可能性の確保

(1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

(2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)

(3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

(4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。

(5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

11.その他

(1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

(2) 協会は、予算の措置状況により、委託上限額の範囲内で業務の内容及びそれに伴う契約額を見直すものとする。

(3) 本公募に係る応募提案手続きにおいて、協会と参加者との間で用いる言語は日本語とする。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治四十年法律第四十五号)等を遵守すること。